運 営 規 程

(介護予防)認知症対応型通所介護 大津みやび野デイサービスセンター

指定(介護予防)認知症対応型通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人やながせ福祉会が開設する、大津みやび野デイサービスセンター(以下「事業所」という)が行う指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項目を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者(以下「認知症対応型通所介護従事者等」という)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供にあたって、要介護・要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める ものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、(介護予防支援) 居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、(介護予防支援)居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前各項のほか、「姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」及び「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員・設備及び 運営等の基準に関する要綱に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名 称 大津みやび野デイサービスセンター

(職員の職種、員数)

第4条 事業所の勤務する職種、員数は次を下回らないとする。

一 管理者 : 1名

二 生活相談員 : 1名以上三 看護職員・介護職員 : 2名以上四 機能訓練指導員 : 1名以上

(1) 管理者

管理者は、従業者の管理、指定(介護予防)認知症対応型通所介護の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員

生活相談員は、(介護予防)認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

(3) 看護職員

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 介護職員

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(5)機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(年末年始 12/29~1/3 までは除く)

- 二 営業時間 午前8時15分から午後5時00分までとする。
- 三 サービス提供時間帯 午前8時45分~午後4時15分までとする。
- 四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(営業時間外は、特養 大津みやび野ホーム (079-236-7760) で対応)

(指定(介護予防)認知症対応型通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日12人とする。

(指定(介護予防)認知症対応型通所介護の内容及び利用料金)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の内容は次の通りとし、指定(介護予防) 認知症対応型通所介護を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準に よるものとし、当該(介護予防)指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その各利用者の負担割合に応じた額とする。

(厚生労働大臣が定める基準 (=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。)

- 一 入浴サービス
- 二 給食サービス
- 三 生活指導(相談・援助)レクリエーション
- 四 日常動作訓練
- 五 健康チェック
- 六 送迎
- 2 事業者は、前項の支払を受ける額の他、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から 受けるものとする。
 - 一 利用者の選定により通常の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用。
 - 二 指定(介護予防)認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定(介護予防)認知症対応型通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定(介護予防)認知症対応型通所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用。
 - 三 食費
 - 四 おむつ代
 - 五 前号に掲げるものの他、指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供において 提供される便宜のうち、利用者が嗜好する茶菓子や日常生活においても通常必要とな るものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。 (実費)
- 3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は

姫路市(勝原区・大津区・網干区・余部区・広畑区・青山・太市)とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第9条 利用者は指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。
 - 一 入浴サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 体調が悪い時は、看護職員の指示に従い入浴を避ける。
 - (2) 認知症対応型通所介護従業者等の指示に従い、入浴を行う。
 - 二 機能訓練室を利用する際の留意事項
 - (1) 機能訓練指導員等の指示に従い、安全に留意しながら利用する。
 - 三 送迎サービスを利用する際の留意事項

- (1) 認知症対応型通所介護従業者等の指示に従い、安全に留意しながら行う。
- (2) 利用者が休む等の理由により、送迎を断る場合、当日の8時15分までに電話等でその旨を知らせる。

(緊急時における対処方法)

- 第10条 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る(介護予防)居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故 が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

- 第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるととも に、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理)

- 第13条 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速 かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定(介護予防)認知症対応型通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定(介護予防)認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目 的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者 又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものと する。
 - 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者 を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

- 第16条 指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、 地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型 通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運 営推進会議」という。)を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議による評価 を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聴く機会を設ける。
- 3 指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等 についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(個別計画の提出)

第17条 居宅サービス計画を作成している(介護予防支援)居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターから指定(介護予防)認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該指定(介護予防)認知症対応型通所介護計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(暴力団等の排除)

第18条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第19条 事業所は、認知症対応型通所介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 随時(各種研修会に参加)
 - 2 従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等でなくなった後においてもこれからの秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、指定(介護予防)認知症対応型通所介護に関する諸記録を整備し、次に 掲げる起算日から5年間保存するものとする。
 - 一 (介護予防)認知症対応型通所介護計画については、計画の完了の日
 - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した 日
 - 三 利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日
 - 四 苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日
 - 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、そのサービスを提供した日
 - 六 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録については、運営推進会 議を行った日
 - 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 やながせ福祉 会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年11月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

・営業日及び営業時間の変更

この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。

変更 第7条 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料金

変更前 その1割の額とする。

変更後その各利用者の負担割合に応じた額とする。

この規程は、令和3年 7月1日から施行する。

追加 第2条 運営の方針

追加 自立支援、利用者の立場に立った支援、終了時の情報提供

変更 第5条 営業日及び営業時間

変更前 受付時間外は、特養 姫路・勝原ホーム (079-273-1311) で対応

変更後 受付時間外は、特養 大津みやび野ホーム (079-236-7760) で対応

変更 第7条 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料金

変更前 見やすい場所に重要事項を掲示する。

変更後見やすい場所に掲示、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。

追加 第10条 緊急時等における対応方法

追加 緊急搬送等の必要な措置、事故発生時の市町村、利用者家族、居宅介護支援事業所への連絡

追加 第12条 衛生管理

追加 第13条 苦情処理

追加 第14条 個人情報の保護

変更 虐待防止に関する事項

変更前 第12条

変更後 第15条

追加 第15条 虐待防止に関する事項

追加 発見時の市への通報

追加 第16条 地域との連携等

追加 第17条 個別計画の提出

追加 第18条 暴力団の排除

変更 その他運営についての留意事項

変更前 第13条

変更後 第19条

追加 第19条 その他運営についての留意事項

追加 保存する諸記録(認知症対応型通所介護計画、サービス内容等の記録、市町村 への通知記録、苦情記録、事故記録)

この規程は、令和6年 8月1日から施行する。

変更 変更前 指定認知症対応型通所介護

変更後 指定(介護予防)認知症対応型通所介護

変更 変更前 指定居宅介護支援事業所

変更後 指定(介護予防支援)居宅介護支援事業所

追加 第2条 運営の方針

追加 要支援状態の利用者又は事業対象者への自立支援

変更 第7条 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の内容及び利用料金

変更前 日常生活においても通常必要となるものに係る費用

変更後 利用者が嗜好する茶菓子や日常生活においても通常必要となるものに 係る費用